

議事要旨(1)企業結合専門委員会における検討状況について

逆瀬副委員長及び小堀専門研究員より、「企業結合に関する会計基準（案）」、「連結財務諸表に関する会計基準（案）」、「事業分離等に関する会計基準（案）」、「持分法に関する会計基準（案）」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（案）」に対するコメントの対応案について説明がなされた後、次のような質疑応答が行われた。

（「少数株主損益調整前当期純利益の表示」のコメントに関して）

出席した委員から、次のような意見が出された。

- ・ 「少数株主損益調整前当期純利益」を連結財務諸表に表示することに反対するコメントが寄せられているが、対応案に説得力がない。当該開示により経営者は説明責任が生じる重要な項目であるが、検討が十分になされておらず時期尚早である。今後、財務諸表の表示を全体的に検討することの中で対応すべきではないか。
- ・ もともと売上高などは少数株主損益が含まれており、同じように総額ベースで当該項目を小計として表示することでよいのではないか。また、この項目はもともと簡単に計算できる項目である。親会社説の観点については、少数株主損益が調整されて最後の当期純利益が算定されており違和感はないため、当該対応案でよいのではないか。
- ・ XBRLの普及により、アナリストが財務数値をエクセルシートへ入力し分析することになるが、日本企業だけ当該項目が存在しないことになるため、海外企業との比較可能な情報を提供するという観点から、当該項目の開示には合理性があると考えられる。
- ・ 親会社説あるいは経済的単一体説との関係については、概念フレームワークにおける検討が終わっていない段階であるため、現時点における暫定的なものであるという整理をすることで、関係者の理解を得られるのではないか。

これらに対し、事務局からは、利用者の便宜と比較可能性を考慮したことから、親会社説の当期純利益へ至る途中段階の項目として開示してもよいのではないかという趣旨であり、コメント対応案への説明を追加することや基準案の結論の背景へ記載することも含めて、今後検討していく旨の回答があった。

（「株式を取得の対価とする場合の当該対価の時価の測定日」のコメントに関して）

出席した委員から、次のような意見が出された。

- ・ 6)に対するコメントのとおり、取得日の時価により算定すると、例えば、株価が大幅に下落したような場合、負ののれんが多額に利益となるため取得日前の平均株価という考え方もあり得るのではないかという意見があった。

これに対し、事務局から、国際的な会計基準と同様としたものであること、仮に平均株価としてもどのような場合にどの程度の期間とするかという問題があること、また、適用

（財）財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

指針案では金融商品会計実務指針を参照しており、他の時価と同じ取扱いであることの回答があった。

以 上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。